国民年金が変わります
豊かな老後のために備えを

四月にスタートする新しい国民年金から受けられる基礎年金には、「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」の三種類があります。現在、それぞれの基礎年金の額は五十九年度価格で定められていますが、四月のスタート時には前年の物価上昇率に応じて改定されます。

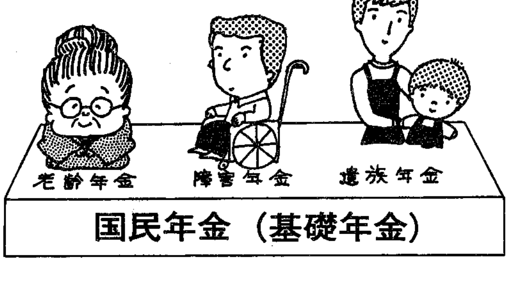

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金に二十五年以上の資格期間を満たした人が六十五歳になった時から受けられます。

年金額は、二十歳から六十歳までの四十年間に、保険料の未納期間がない場合、月額五万円となります。この額は、保険料の未納期間があった場合は、その期間に応じて次表のように年金額が減額されます。

年額60万円

老齢基礎年金の計算例
(昭和16年4月2日以降に生まれた人)
保険料の未納期間がある人の場合

$$年金額 = 600,000 \times \frac{396月}{480月} = 495,000円$$（月額41,250円）

中高年者に特例

加入期間が二十五年間に満たない場合でも、昭和三十六年四月の国民年金制度の発足時に三十一歳以上であった昭和五年四月一日以前に生まれた人は、年齢に応じて二十一年間～二十四年間の資格期間でも老齢基礎年金が受けられます。

また当時、二十歳以上であった昭和十六年四月一日以前に生まれた人は、六十歳になるまでに四十年間加入することができません。このため、これらの人が昭和三十六年四月以後六十歳になるまでの間の保険料をすべて納めている場合、月額五万円の老齢基礎年金が支給されます。

障害基礎年金

現在の障害年金と障害福祉年金では年金の額に開きがあります。新しい国民年金では障害基礎年金に一本化され、年金額が同じになります。また、二十歳前に障害を負った人にも、二十歳になった時から障害基礎年金が支給されるようになります。

障害基礎年金を受けるには初診日前に、保険料の未納期間が加入期間の三分の一を超えないことが必要です。

年金の月額は、障害の程度によって一級が六万二千五百円、二級が五万円です。この年金を受ける人が十八歳未満の子を扶養している場合は、第一子と第二子に各一万五千円、第三子以降に各五千円が加算されます。

1級　年額75万円
2級　年額60万円

遺族基礎年金

新しい国民年金では、今の母子年金、準母子年金、遺児年金が、遺族基礎年金として一本化されます。

遺族基礎年金が受けられるのは、国民年金に加入している夫が亡くなった時、その人の収入で生活をしていた十八歳未満の子を持つ妻、または子です。

年金の月額は五万円で、子に対する加算があります。ただし、死亡した夫に保険料の未納があった場合は未納期間が加入期間の三分の一を超えると受けられません。

年額60万円

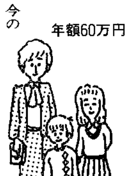

自営業の人への独自給付は残ります
付加年金・寡婦年金・死亡一時金

次の制度は、自営業など第一号被保険者の人への独自給付として四月以後も残ります。

◆**付加年金**　月額四百円の付加保険料を納めている人は、納めた月数に二百円を掛けた額が老齢基礎年金に加算されます。

◆**寡婦年金**　保険料を二十五年以上納めた夫が亡くなった場合、十年以上の婚姻関係があった妻が、六十歳から六十四歳までの期間、寡婦年金を受けられます。年金額は、夫が受ける予定であった年金額の四分の三です。

◆**死亡一時金**　保険料を三年以上納めた人が、老齢基礎年金も障害基礎年金も受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金も受けられない場合に、死亡一時金が受けられます。額は、次表のように亡くなった人の保険料納付期間により十万円から二十万円の範囲です。

死亡一時金の額

保険料納付期間	改正前	改正後
3年以上20年未満	23,000円	100,000円
20年以上25年未満	28,000円	
25年以上30年未満	36,000円	126,500円
30年以上35年未満	44,000円	160,000円
35年以上40年未満	52,000円	200,000円

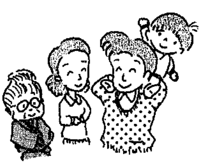

保険料は忘れずに納めましょう

保険料を未納にしておきますと将来、年金が受けられないこともあります。少しでも豊かな老後を送るためにも、忘れずに保険料を納めて下さい。

問い合わせ　国民年金課（市役所本庁舎一階）か、最寄りの地区事務所へ

〈下木戸地区〉住居表示の実施案を告示

下木戸地区の一部を昭和六十一年度に住居表示するため、実施計画区域内の町の区域と名称変更について、住居表示に関する法律に基づいて次のように告示します。

期間　一月二十一日～二月十九日

場所　市役所本庁舎、各地区事務所・連絡所の掲示場

問い合わせ　生活課住居表示係へ

新町名(案)	実施前の町名
下木戸1丁目	下木戸の一部
下木戸2丁目	下木戸の一部
下木戸3丁目	下木戸、中木戸の各一部

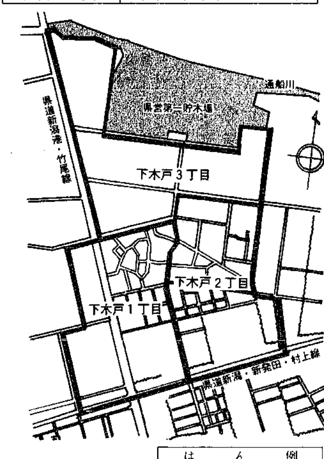

献血車「ゆうあい号」

※正午から午後1時まで受付休みます。

月日	会場	時間
1・20	三菱金属㈱新潟製作所（小金町）	午前9時～午後3時半
1・21	帝石ビル（東大通1）	午前9時半～午後3時半
1・22	ホテル新潟（万代5）	午前9時～午後3時半
1・23	トヨタオート新潟㈱（万代4）	午前9時～正午
	新潟逓信病院（八千代2）	午後1時半～3時半
1・25	国鉄 新潟駅前（花園1）	午前9時半～午後3時
毎日	古町献血ルーム（古町7アーケード内）	午前10時～午後1時
		午後2時～5時半

住まいの相談

日時　1月24日午前10時～午後3時
会場　市建築組合連合会（川岸町3）
内容　新築、増改築から修繕、屋根、ブロック、カーテン工事、資金紹介など
問い合わせ　事務局（☎66―6650）へ

成人病食事相談

血圧が高い、太りすぎ、糖尿病などの食事療法でお悩みの方はどうぞ！
持参品　みそ汁の塩分テストを希望する方は汁のみ100cc、一般健康診査などの血圧、血糖の検査データ（お持ちの方のみ）
申し込み　電話で会場へ

月日	会場	時間
1・21	西保健所	午前9時～11時

一般健康診査受診者の 健康相談を行います

持参品　受診記録票と健康手帳
申し込み　当日会場へ

対象地区	月日	日時	会場
浜浦、礎、大畑小学校区（60年度の受診者）	1・21	午後1時半～3時半	西保健所
坂井輪地区（59年度の受診者）	1・21	午後1時～3時	坂井輪地区保健センター

離乳食講習会

対象　生後4カ月に達した赤ちゃんをお持ちのお母さん、または保育している人
内容　試食と話し合い、育児指導ほか
持参品　母子健康手帳

月日	会場	時間	申し込み
1・22	東保健所	午後1時～3時半	当日会場へ
1・23	西保健所	午前10時～正午（受け付けは午前9時半～）	当日会場へ
1・28	坂井輪地区公民館	午後1時15分～3時半（受け付けは午後1時～）	電話で坂井輪地区保健センターへ

育児講習会

日時　1月23日午後1時半～4時（受け付けは午後1時10分～）
会場　入舟地区保健センター
対象　60年10月、11月生まれの乳児をお持ちのお母さん25人（先着順）
内容　小児科医のお話、相談ほか
持参品　母子健康手帳、筆記用具
申し込み　電話で西保健所へ

保健婦による健康相談

老人保健法「健康手帳」一般健康診査の血圧、血糖検査のデーターをお持ちの人はご持参下さい。

地区区	月日	会場	時間
鳥屋野	1・20	（医師による相談）＊鳥屋野地区保健センター	午後1時半～3時
木戸	1・21	木戸公民館	午前10時～正午
濁川	1・22	濁川連絡所	
大江山	1・24	大江山農村環境改善センター	午後1時～3時
中野小屋	1・23	笠木公民館	

＊印は栄養士による相談もあります。

東保健所からのお知らせ

結核、成人病の相談日が今月から変わりました。
〈新〉　毎週月・水曜日午前9時～11時
〈旧〉　毎週火・木曜日午前9時～11時
※各地区保健センターで行っている相談日は変わりません。